

令和7年3月24日 久留米市 工事発注表

入札番号	18-1	【電子入札案件】
業種	電気工事	
工事名	諏訪中学校管理・教室棟改築外設備工事	
工事場所	東町	
工期	890日間	
予定価格	789,940,800円(税込)	【入札書比較価格】 718,128,000円(税抜)
最低制限価格	726,744,700円(税込)	【最低制限比較価格】 660,677,000円(税抜)
開札日時及び場所	令和7年4月18日(金) 9時30分	総務部契約課(久留米市庁舎13階)
入札保証金	免除	
契約保証金	必要(契約締結時に請負金額の15%以上を付すこと。)	
契約条項を示す場所	総務部契約課(久留米市庁舎13階)	
支払条件	出来高予定割合	各年度の出来高予定割合は、概ね次の割合による。 令和7年度2%、令和8年度86%、令和9年度12%
	前払金	契約金額100万円以上の場合 有り(契約金額の40%以内)
	中間前払金	契約金額100万円以上の場合 有り(契約金額の20%以内)
	部分払	令和7年度1回、令和8年度1回、令和9年度1回 ただし、中間前払金の支払を受けている場合は、部分払の請求をすることはできない。(会計年度末における部分払を除く。)
議会の議決	必要	
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書の締切時点で、以下の条件を満たしていること。</li> <li>福岡県内に営業所(建設業法第3条第1項による)を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市契約事務規則(昭和50年4月1日久留米市規則第9号)第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿)(以下、「名簿」という。)に当該営業所が記載されている者であること。</li> <li>名簿に電気工事を第一希望で記載されている業者で、ランク基準がAランクであること。</li> <li>建設業法(昭和24年法律第100号)により、電気工事に係る特定建設業の許可を受けていて、名簿に当該許可を受けていることが記載されていること。</li> <li>技術者の配置について、以下の条件を満たすこと。</li> <li>この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者(経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。)を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い監理技術者として専任で配置できること。</li> <li>この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。</li> </ul> <p>※現場代理人及び技術者の配置要件については、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱」を確認すること。</p>	
入札参加必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札金額積算内訳書</li> <li>※金抜き設計書(Excel)をダウンロードし、内訳書を作成すること。なお、金抜き設計書を利用せず従前のおり作成しても良い。金抜き設計書の利用方法など詳細は、<a href="#">入札金額積算内訳書取扱い要領及び記載例</a>を参照すること。</li> </ul>	
資格審査の方法	事後審査型 ※落札候補となった者のみ資格審査を行う。	
入札方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書受付期間内に、電子入札システムより入札を行うこと。(但し、パソコントラブル等によりやむを得ず電子入札に参加できない場合は、紙入札方式参加届出書を提出することにより、紙入札を認める。詳細は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」を参照)</p> <p style="text-align: center;"><b>入札書受付期間：令和7年4月9日(水) 8時00分 から 令和7年4月14日(月) 22時00分(システム終了時)まで</b></p> <p>(2) 入札を行う際は、電子入札システムにより入札金額積算内訳書(ファイル・データ)を添付すること。</p>	
設計図書等の配布方法	「市ホームページ>電子入札システムポータル>入札情報公開システム」より配布 案件パスワード【kurume】を入力の上、ダウンロードすること。	
入札の無効	令和6年4月5日付久留米市公告第70号による。	
開札の立会い	電子入札案件において、開札の立会いは行わない。	
質問書受付期間及び受付場所	<p>公告日から 令和7年4月8日(火) 17時15分 まで</p> <p>工事施工課(学校施設課 メールアドレス gakushi@city.kurume.lg.jp Fax番号 0942-30-9719)</p>	
質問に対する回答	質問者に電子メール等で回答する。但し、質問内容によっては、本市HP上に掲載することがある。	
仮契約の解除について	<p>以下のいずれかに該当するときは、発注者は本工事の仮契約を解除することができる。ただし、解除の決定は、契約の続行の可否について発注者、受注者双方が十分に協議した上で行う。</p> <p>(1) 久留米市議会の議決が得られる見込みがないとき</p> <p>(2) 設計図書に定める関連工事の仮契約の相手方が決定しないとき</p> <p>(3) 設計図書に定める関連工事が久留米市議会の議決を要する契約であって、当該久留米市議会の議決を得られる見込みがないとき</p>	